

## 移住分野「地域おこし協力隊」に係る説明事項（募集要項）

令和6年7月1日  
下諏訪町産業振興課

### 1. 下諏訪町の概要

下諏訪町は東京から特急で2時間半、長野県のほぼ中央、諏訪湖の北側に位置し、美しい自然や歴史文化、温泉など多くの資源に恵まれた町です。歴史的には国に1万余の分社を持つといわれる諏訪信仰の総本社、諏訪大社「下社の門前町」、中山道と甲州街道が合流する交通の要衝にある中山道唯一の「温泉宿場町」として栄え、今なお歴史文化息づく町並みが残ります。

近年では、移住者による空き家や空き店舗をリノベしたお店が続々とオープンしており、新旧の文化が交ざり合い町に賑わいを創出しています。さらには、町中心部から半径3kmの徒歩圏内に生活に必要なものが揃うコンパクトさも町の魅力の一つです。

### 2. 募集の背景・目的

下諏訪町では、少子高齢化や人口減少の進行による産業の担い手不足や地域力の低下といった課題を打破するべく、平成29年に移住定住促進室を設立し、これまで延べ8名の地域おこし協力隊が「地域外の若者、よそ者」の目線で町の魅力の再発掘と地域交流の促進、町の魅力を発信する活動を行い、町の活性化に寄与していただきました。

現在は3名の地域おこし協力隊が、移住定住促進という多岐にわたるテーマの中で、それぞれの経験や強みを活かしながらチーム一丸となって日々活動を行っています。令和5年にスタートした空き家プロジェクトをはじめ、移住ポータルサイトの開設、新たな移住交流拠点整備構想等、様々な新事業も展開していく中、更なる推進体制の強化が求められています。そこで今回、町の移住交流拠点（ミーミーセンタースメバ）を活動拠点として、町の未来を一緒になって考え、活動を更に盛り上げてくれる新メンバーを募集します。

### 3. 募集人員

若干名

### 4. 応募条件

応募には、次に掲げるすべての条件に該当する必要があります。

- (1) 概ね20歳以上40歳未満の方。
- (2) 業種、職種問わず社会人経験が3年以上ある方。
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。
- (4) 3大都市圏の都市又は政令指定都市のうち条件不利地域を除く地域に生活の拠点が有り、勤務開始日以降、町に生活の拠点を移し、住民票を異動することができる方。

※勤務開始日より前に住民票を異動することのないよう十分に注意してください。

※地域要件については、総務省の「地域おこし協力隊」のホームページをご確認ください。

- (5) これまでの経験や自身の強みを活かして新たなチャレンジをしたい方
- (6) 移住定住促進に関するイベントを自ら提案し実行できる方。
- (7) 移住希望者や地域住民と良好な関係が築け、人との繋がりを生み出せる方。
- (8) チームで仕事をするのが得意で、組織の目標を達成することにやりがいを感じられる方。
- (9) 町に定住しようとする意思のある方。
- (10) 普通自動車免許を有する方。

※業務で公用車を使用します。有していない方は任用日までに必ず取得してください。

- (11) PC 業務 (office 等での資料作成業務)、メールなどでのコミュニケーション業務経験がある方。
- (12) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会議出席などができる方。

## 5. 業務内容

町の移住交流拠点「ミーミーセンタースメバ」を活動拠点として、移住定住に関する下記「1. 基本業務」(隊員が共通して行う業務)をチームで行いながらも、「2. 関連業務①～④」の中から、ご自身の経験や強みを活かした活動をチームの中心となって行っていただきます。「3. フリー業務」として、勤務日や活動場所を特定せず、必要な知識・技能の習得や任期終了後を見据えた活動も行っていただきます。

1. 基本業務	<p>①ミーミーセンタースメバ運営 (施設管理、イベント受付業務等) 施設の運営 (10 時 00 分～17 時 00 分) やイベント等の貸し館対応を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・施設を訪れる方への対応</li><li>・施設を使ったイベントの貸し館の対応</li><li>・施設清掃、備品管理</li><li>・施設利用実績の管理</li></ul> <p>②移住相談、地域紹介業務 施設を訪れる移住希望者の移住相談をはじめ、住まいや仕事の紹介や移住に向けたサポート内容の紹介を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・施設での移住相談カードの記入、移住サポートメニューの紹介</li><li>・まち歩きによる地域の魅力説明</li><li>・移住者との継続的な交流、定住サポート</li></ul> <p>③移住定住に関する情報発信業務 当町への移住に興味・関心を持っていただける方を増やすため、メディアを通じた情報発信をはじめ、移住イベントの実施や3大都市圏で開催されるイベントに参加し、町の魅力や移住定住に関する情報を発信します。</p>
---------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移住ホームページの管理・運営、SNS を使った町の魅力発信</li> <li>・移住関連イベントの企画・実施</li> <li>・3大都市圏で開催される移住イベントへの参加</li> </ul> <p>④空き家情報バンクの運用</p> <p>移住者の受け皿となる空き家の利活用を推進し、移住者とのマッチングを図るため、空き家情報バンクの管理運営を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設での空き家相談対応、サポートメニューの紹介</li> <li>・町の空き家情報バンクの管理・運営</li> <li>・移住相談から空き家のマッチング</li> </ul>
2. 関連業務	<p>①空き家活用プロジェクトの推進</p> <p>移住や創業の受け皿となる空き家や空き店舗の利活用を加速化させるために民間事業者や地域住民と協力しながら官民連携で物件の発掘から移住者とのマッチングまでを行う本プロジェクトにおいて中心的な役割を担い活動を行っていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や民間事業者と連携した空き家利活用の推進</li> <li>・空き家利活用に関するイベントの企画運営</li> </ul> <p>②「しごと創生拠点施設ホシスメバ」の運営サポート業務</p> <p>しごと創生拠点施設ホシスメバは、起業創業希望者の夢をサポートするための支援施設です。居住スペースのほか、入居者同士が交流可能なシェアキッチンやシェアワークスペースを備え、下記業務により起業創業や二拠点居住の支援を行ないます。</p> <p>②-1 ホシスメバ入居者のサポート業務</p> <p>定期的な個別面談を行い、入居者の事業状況の把握を行うほか、共用スペースのルール決めなどの業務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業状況や生活についての個人面談（3か月に1度程度）</li> <li>・個人面談で出た意見の取りまとめ、入居者へのフィードバック</li> <li>・入居者の交流推進、全体ミーティングの実施</li> </ul> <p>②-2 創業補助サポート（起業に向けた相談やイベント実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者と共にワークショップやイベントを開催し、起業・創業に向けた活動をサポート</li> </ul> <p>③情報発信業務</p> <p>移住希望者に移住に関する情報を一元的に発信することを目的として令和6年3月に移住ポータルサイト「くぐると下諏訪」を開設しました。本コンテンツを有効活用し、更なる情報発信の強化を行っていただくととも</p>

	<p>に、SNS や YouTube 等を活用した当町の魅力発信に関する業務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移住ポータルサイトを活用した情報発信</li> <li>・ SNS や YouTube 等を活用した町の魅力 PR</li> <li>・ 移住関連のチラシ、パンフレット制作</li> <li>・ 上記に関連する取材や撮影、ライティング業務</li> </ul> <p>④その他 上記に掲げたほか、移住定住に関連するものとして、応募者から提案いただいた活動の中から町が必要と認めた活動</p>
3. フリー業務	<p>①住民とのコミュニケーションに充てる時間、職務を遂行する上で必要な知識を習得する時間、また任期終了後を見据えた活動を行っていただきます。 ※活動については相談の上、実施していただきます。</p>

## 6. 任用形態及び期間

任用形態 期 間	<p>○身 分 フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号）として、下諏訪町長が任用します。</p> <p>○勤務時間 5. 業務内容記載の「1. 基本業務」及び「2. 関連業務」については週 35 時間の勤務です。「3. フリー業務」については、週 3. 7 5 時間の勤務で勤務日や活動場所の指定はありません。</p> <p>○時間外勤務 あり ※時間外勤務については代休扱いとなります。</p> <p>○勤務場所（配属） 産業振興課商工係兼移住定住促進室配属とし、町内の移住交流拠点ミーミーセンタースメバでの勤務となります。</p> <p>○任用期間 任用開始日から同一会計年度内での任用（条件付採用期間 1 か月）とします。再度の任用については、客観的な能力実証（人事評価）等のうえ、3 年間までとします。ただし、隊員としてふさわしくないと判断した場合には、期間中であってもその職を解くことがあります。 なお、任用日は合格者と相談・調整のうえ決定します。</p>
-------------	--

## 7. 報酬及び活動費用の支給

通常隊員	<p>○給料月額 月額 205,200 円</p> <p>○期末手当</p>
------	--

	<p>205,200 円×1.59 ヶ月（初年度）</p> <p>205,200 円×2.45 ヶ月（2 年目以降）</p> <p>※給料月額、期末手当は給与条例の改正により、変更になる場合があります。</p> <p>○退職手当</p> <p>在職期間に応じて金額が異なるため事前にお問い合わせください。</p> <p>○通勤費</p> <p>通勤距離、通勤方法に応じて支給します。（上限あり）</p> <p>○協力隊員としての活動に必要な費用</p> <p>消耗品、出張旅費、研修参加費等の費用を予算の範囲内で支給します。</p>
--	--

## 8. その他待遇及び福利厚生

住居・保険等	<p>○住居に関する費用</p> <p>協力隊の住居を町が借上げ提供します。希望する民間及び公営賃貸住宅へ入居いただきます。</p> <p>（月額 40,000 円を上限に町が負担します）</p> <p>○加入保険（自己負担分は給料から天引き）</p> <p>社会保険・厚生年金・雇用保険（任用開始後 6 か月のみ、その後長野県市町村総合事務組合に加入）、災害補償</p> <p>○休暇</p> <p>年次休暇、そのほか休暇制度があります。</p>
--------	--

## 9. 隊員の自己負担となる主な経費

- 採用となった場合の当町への引越しに係る費用
- 上記「住居に関する費用」には光熱水費及び電話等の通信費の支給は含みません。
- 地域おこし協力隊としての活動以外に係る生活用品、備品等の費用

## 10. 服務

任期中、以下の義務を負います。

- (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条）
- (2) 信用失墜行為の禁止（同法第 33 条）
- (3) 秘密を守る義務（同法第 34 条）
- (4) 職務に専念する義務（同法第 35 条）
- (5) 政治的行為の制限（同法第 36 条）
- (6) 争議行為等の禁止（同法第 37 条）
- (7) 営利企業への従事等（アルバイト等）を行うことはできませんが、自ら営利企業を営む（個人事業主としての活動）場合は、許可を受け可能です。事前にご相談ください。（同法第 38 条）

## 11. 応募手続について

### (1) 応募受付期間

令和6年7月16日 ～ 随時

※採用者が決定した場合は、その時点で募集を終了いたします。

### (2) 応募方法

以下の①又は②のいずれかの方法でご応募ください。

#### ①オンラインによる応募

右の二次元コードを読み取るか、町ホームページに掲載の申込フォームからご応募ください。

※町ホームページ (<https://www.town.shimosuwa.lg.jp/>)

二次元コード



#### ②窓口又は郵送による応募

下記の書類を郵送又は持参により、ご提出ください。

#### 【提出書類】

- ①応募用紙（様式1） 下諏訪町ホームページからダウンロードしてください。
- ②職務経歴書（任意様式）
- ③住民票（住民票登録地確認のため、提出日の概ね3か月以内に取得したもの）  
※委嘱日まで、応募条件を保持する必要があるため、先に住民票を異動する等要件に変更が生じないように十分に注意してください。
- ④企画提案書（様式2） 1, 200字以内  
・「移住者を増やすためにあなたが必要と考えること」

#### 【応募先】

下諏訪町 産業振興課 商工係兼移住定住促進室  
〒393-8501 長野県諏訪郡下諏訪町 4613 番地 8  
電話：0266-27-1111 内線 274

## 12. 選考（随時実施）

### (1) 書類選考

応募書類による選考を行った後、選考結果を応募者全員に文書等で通知します。

### (2) 現地ツアー＋面談

地域おこし協力隊と現地ツアーの実施を行った後、産業振興課長の面談を実施します。

### (3) 最終面接

町理事者等による面談を行います。

※随時選考を行います。(2) 及び (3) の日程については個別にご連絡いたします。

### 13. その他

- (1) 選考に係る交通費、宿泊費等は実費にてお願いします。
- (2) 不採用となった場合の理由等は一切お答えできません。
- (3) 応募書類等はお返しいたしません。当町において責任をもって保管、処分いたします。
- (4) 応募及び選考に係る費用については、全て応募者負担となります。

【お問い合わせ先】 ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

〒393-8501 長野県諏訪郡下諏訪町 4613 番地 8

下諏訪町 産業振興課 商工係兼移住定住促進室 (室長) 増澤 直彦 (担当) 伊藤 生真

電 話 : 0266-27-1111 (内線 274) FAX : 0266-28-1511

E-Mail : iju@town.shimosuwa.lg.jp